

質 疑 回 答 書 (1)

業 務 名 佐井寺西土地区画整理事業に係る家屋等調査業務

質 疑 事 項 (設計書 1号明細書:4頁 打合せ協議)

本業務の打合せ回数は、中間打合せを含めて何回考えられていますか？

回 答

打合せ回数は、業務着手前1回、中間打合せ1回、成果物納入時1回、合計3回としています。打合せ回数については、協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。

質 疑 事 項 (設計書 3号代価表:12頁 現地踏査)

現地踏査の単位が1式当りとなっていますが、積算基準は1業務となっています。積算基準どおりの人工(技師A0.39、技師B0.39、技師C0.39)で考えればよろしいか？それとも3ヶ年に亘る工期を考慮しての人工となっていますか？その場合、人工はどのように考えられていますか？

回 答

設計業務等標準積算基準書のとおり、1業務当たりの人工としています。

質 疑 事 項 (図面番号: 番 仕様書: 頁 設計書: 3 頁)

・打合せ協議。
1業務と記載されていますが具体的な打合せ回数を何回とされているのでしょうか。

回 答

打合せ回数は、業務着手前1回、中間打合せ1回、成果物納入時1回、合計3回としています。打合せ回数については、協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。

質 疑 回 答 書 (2)

業 務 名 佐井寺西土地区画整理事業に係る家屋等調査業務

質 疑 事 項 (図面番号: 番 仕様書: 頁 設計書: 頁 特記仕様書: 3)

特記仕様書「3 調査時期等」について、「令和5年度の調査時期は、別紙の調査一覧表の備考欄に記載の期限に留意すること」とありますが、例えば、調査時期が「7月末まで」と記載されている建物については、7月末までに調査報告書を提出しなければならないと捉えてよろしいでしょうか。

回 答

調査時期を「7月末まで」とする家屋等については「7月末まで」に調査を実施し、本工事の現場着手までに調査結果をまとめた資料を提出することとしています。

質 疑 事 項 (図面番号: 番 仕様書: 頁 設計書: 頁)

積算基準歩掛は、近畿地方整備局の用地調査等業務費積算基準(R4. 3. 11改定)を採用されているのでしょうか。

回 答

大阪府都市整備部の建設工事積算基準(令和4年8月1日改定)を基に積算しています。

質 疑 事 項 (図面番号: 番 仕様書: 頁 設計書: 2頁)

旅費交通費(率分)は、宿泊、滞在を伴わない業務の場合を採用されているのでしょうか。

回 答

その通りです。